

も く じ

光永敦彦一般質問	1
本庄孝夫一般質問	7
松尾 孝一般質問	12

- 京都府議会 12月定例会で日本共産党の光永敦彦議員、本庄孝夫議員、松尾孝議員が行った一般質問の概要をご紹介します。

京都府議会 12月定例会一般質問

光永 敦彦（日本共産党、京都市左京区）2005年12月8日

地球温暖化対策条例について

【光永】

日本共産党の光永敦彦です。通告にもとづき、知事並びに関係理事者に質問をいたします。まず、今定例会に提案されております地球温暖化対策条例案および温暖化防止対策についてです。

私はこれまで本府の温暖化対策について質問をしてきましたが、ようやく条例案が提案されました。関係されたみなさんにまず敬意を表するものです。しかし、温室効果ガスの排出実態を掌握しないまま条例案の検討を始めるなどの事態がおこりました。それだけに今後より実効ある温暖化対策をすすめる立場から伺います。

現在、モントリオールでCOP11及びCOP/MOP1が開催され、2013年以降の枠組みなどについて議論されています。ところが、日本では、温室効果ガス排出量の八割を占める産業・公共分野のCO2削減が、わずかしこ進まないなど目標の達成が危ぶまれています。私はEU諸国で導入されている政府と産業界との協定制度や、環境税など実効ある措置、主要な事業所ごとの燃料や電力の消費量を公開するなど、企業の社会的責任を果たすとともに、大量生産・大量消費社会からの脱却が必要と考えています。

そこでまず、京都議定書発効の地として、知事は2010年に本府の削減目標10%を達成できる目処があると認識されておられますか。また、その目処をつくりあげるために、今後、個別政策別に積み上げ方式で部門別の削減目標を設けるべきですがいかがですか。

さて、エネルギー転換部門は日本のCO2排出量の約32%、そのうち発電所からの排出量が91%を占めており、この対策が極めて重要です。関西電力舞鶴石炭火力発電所二号機の稼働予定は、奇しくも10%削減達成の目標年度である2010年です。電力需要も下がり、880万トンものCO2を発生する舞鶴石炭火電2号機の建設中止を求めるとともに、すでに稼働している1号機は地球温暖化アセスメントの実施を定期的に行うべきですがいかがですか。同時に、自然エネルギーの普及・創成・利用を図るため、電力買い取り価格を引き上げるよう国に求めるとともに、自然エネルギー利用計画を温暖化対策推進計画に盛り込むよう求めますが、いかがですか。

また、これまで私は、削減目標の算出基礎を関電係数でなく、全国係数を使用するよう求めてきました。原発依存度が高い関電係数は低く設定され、しかも、京都市は全国係数を採用したため、知事自身の「ダブルスタンダードにならないように」との説明に照らしても不合理なものです。それだけに今後、排出量を毎年公表するにあたっては、京都市と歩調を合わせることを求めるとともに、京都市の条例と施策との整合性も必要です。例えば京都市条例がアイドリングストップを努力規定としている一方、京都府条例案では義務規定としていることなどです。これは京都府民である市民にとってたいへんわかりにくいもので、

「府市協調」と言われるのなら、今後、京都市との協議を急いで行うよう指摘しておきます。

さて、環境省から昨年度の温室効果ガス総量がCO₂換算で13億2900万トンとなり、90年レベルを7・4%上回ったことが発表されました。中でも自動車利用に伴う運輸部門の排出が増加し、強力な自動車対策も緊急の課題です。その対策が進まない原因には、道路特定財源にみられるように、税収がそのまま道路整備に当てられ、さらに自動車利用を促進するという構造的な問題があります。

同時に、自治体レベルで自動車の総量規制を計ることが必要です。条例案には事業者の使用抑制努力等提案されていますが、運輸部門の削減計画に自動車総量規制を明確に盛り込み、年次達成目標をもつべきですがいかがですか。

また、実効ある施策として交通需要マネジメント（TDM）も重要です。本年3月、「京都府交通需要マネジメント施策基本計画」が策定され、その中に環境先進地といわれるドイツのカールスルーエ市で成功しているLRT導入やパークアンドライド、また博多市などに見られるカーシェアリングの取り組みなども盛り込まれています。

問題は、これらを実験的に終わらせることなく、本格的に速やかに実施していくことです。すでにタクシー事業者と労働組合自ら「自動車総量規制」を目標に運転手の試験・登録等により、安心・安全を守り、無計画な増車を抑制するためロンドンタクシーシステムを京都に導入しようと取り組んでおられます。タクシーの規制緩和に伴う増車や京都駅前の渋滞など、温暖化防止の観点からも解決は課題です。

さらに公共交通の一つとしてバスレーンの確保対策も必要です。フランス・パリ市では、バスレーンを自動車とブロックで区別し、さらに信号もバス運行と連動させる取り組みが実施され、また全国でもすでに行っているところもあります。そこで伺います。本府が京都市まかせにせず警察への協力の要請や京都市、事業者などと連携して積極的に取り組むことが必要ですが、知事の決意はいかがですか。

これまで、京都はNPO等の活躍により、温暖化防止対策がすすんできましたが、条例が「中核組織」と位置づけ、知事が認定する温暖化対策推進センターの役割は決定的に重要です。市町村の推進計画が4市町、実効計画が10市町、地域協議会6市町で、市町村段階での推進が課題であるだけに、広域振興局ごとに推進センター分室を作り、意欲と能力ある人材を配置し、その活動を財政的にも保障することが必要です。また分野別計画だけでなく、振興局ごとの地域特性に着目した計画をもち、推進センター分室を核として、実効ある施策を速やかに進めることが効果的と考えますがいかがですか。お答え下さい。

【知事】 10%の削減目標を達成するためには、たいへん厳しい対策が必要であり、また、そのためには13の分野に及ぶ総合的な対策を、府民の総ぐるみで行わなければならない目標。この取り組みを確実なものとするために、地球温暖化対策推進計画において、産業・運輸・民生など各部門毎の削減目標や具体的な取り組み方向を定めることにしている。舞鶴火電については、電力の安定的な供給を確保するために電源構成の多様化を踏まえ、国の法律に基づき地域エネルギーの構成バランスも考え設置運営されているものであるが、府として、今後とも発電熱効率の向上等による二酸化炭素の削減を引き続き求めていきたい。関電に対しては、条例に基づき、舞鶴火電も含め発電に伴う温室効果ガスの排出状況や排出量削減計画、自然エネルギーの供給目標などについて、定期的に報告を求め、必要な指導を行うこととしている。

自然エネルギーについては、京都エコエネルギープロジェクトの取り組みや太鼓山風力発電所の設置、府や民間施設への太陽光エネルギーの導入など、府として積極的に取り組んできたが、今後も推進計画に位置づけ、いっそうの導入促進を図るとともに、国に対し電気事業者による新エネルギーの利用制度や家庭等における導入支援策の強化などについて要請している。

自動車・運輸部門については、推進計画において温室効果ガスの削減目標を定め、公共交通機関の利用等により、生産・使用抑制に努めるほか、広範な府民理解のもと様々な取り組みを進めることとしている。交通需要マネジメントについては、昨年度から、警察本部や国、京都市、その他市町、交通事業者、学識経験者などからなる京都府交通需要マネジメント推進会議において、計画づくりや事業を推進してきた。今年度から、マイカーから公共交通機関への転換を促進する社会実験等も行い、一定の成果を上げたところ

ろであり、国、市町、企業、地域、学校などと連携し公共交通への転換を図る施策を地域ぐるみで推進していきたい。

地域の特性に応じた効果的な取組みをするためには、推進計画において地域別の取組み課題を明らかにし、広域振興局を中心とする取組みを強化することとしている。この場合、地域に密着した体制強化が望ましいだけに、市町村毎の取組みを強化することが今後重要。推進計画の作成や担当職員の育成など、市町村の取組みを支援するとともに、地域協議会や推進員などの推進体制もいっそう整備し、地球温暖化防止活動推進センターの地域活動の基盤の強化をはかりたい。

【光永】党派を超え、全力をあげて取組むことが大切なことと考えている。とりわけ条例が成立すれば、これは第一歩となるわけで、全力をあげていただきたい。ただ、京都議定書採択の地の知事であるのに、関電の舞鶴火電2号機の中止は求められない。これは大変残念だ。既に2号機の建設メドが、事実上立たない事態になっていることを知事は知っておいてもらいたい。

学童保育所・障害児学童の充実について

【光永】

次に学童保育について伺います。

はじめに広島と群馬でのあいつぐ少女殺人事件に、私も一人の親として胸が締め付けられる思いです。ここに哀悼の意を表するとともにご遺族の方々に心からお悔やみ申し上げます。

残念ながら子どもが被害にあう事件が続き、また長引く不況のもと、共働き家庭や一人親家庭も増加する中、仕事と子育ての両立支援のための学童保育の役割はますます高まっています。

全国学童保育連絡協議会によると、小学生低学年が学童で過ごす時間は、学校と比べ実に500時間も長く、学校から学童に着くと、子どもは「ただいまあ」そして指導員は「お帰り」と応えるように、安心して過ごせる居場所としても、その充実は、保護者の切実な願いです。

学童保育が**児童福祉法に位置づけられた98年**は約9600カ所、約33万人が入所していましたが、昨年は1万4457カ所、約59万4000人が入所し、本府では今年度348カ所と広がっています。

このため、都市部での大規模化や、トイレが男女別でない、台所設備が不十分、学校を利用している施設では、生活のための施設が整わないなど様々な問題を抱えています。11月に行われた「第18回京都学童保育学習交流会」では、大山崎町に2つある学童のどちらも80人を越え、精華町、木津町でも100人を越える学童保育があるなど、本府でも大規模化が急速に進んでいます。

そこで伺います。学童保育の今日的な役割について、どう認識されていますか。とりわけ、本府における施設と事業についての課題はいかがですか。

さて、2004年厚生労働省の調査で、施設の床面積、指導員配置などについて設置基準をもつ自治体は、全国で都県を含んでわずか45自治体しかないことがわかりました。基準があっても「便所を設けること」「ロッカーを備えていること」だけなど大変不十分です。このように、学童保育施設の明確な運営・設置基準がないことが、環境が悪くても放置・見過ごされている原因にこれまでなってきました。

このため、都道府県段階で運営・設置基準を求める取り組みが全国に広がっています。埼玉県では、2004年度に初めて学童保育の運営基準が設置され、それに基づく「基準点検表」を市町村が提出し、結果をホームページ上に公開しました。また点検結果にもとづく改善のため「運営基準活用促進事業」として市町村負担分の50%を県が補助することにより、例えば東松山市では今年度、増築、女子トイレ設置、台所設備修繕など、一気に取り組みが進みました。その後、石川県で10月に「放課後児童クラブ運営基準」が制定、千葉県では保護者や指導員が入った「放課後児童クラブガイドライン研究会」が立ち上がりました。国でも今年10月20日、衆議院で8年ぶりに学童保育に関する集中審議が行われ、厚生労働省は「ガイ

ドラインをつくることについて研究したい」と述べました。それだけに、国に運営・設置基準の制定を求めるとともに、本府として制定するよう求めるものです、いかがですか。同時に、全国13の都道府県で実施されている施設整備のための市町村支援制度を設けるべきですが、いかがですか。また、施設基準の設置、施設整備や増設、保育指針の創設などを推進するために、保護者や関係者を交えた「施設設置等ガイドライン検討委員会（仮称）」を設けるべきですがいかがですか。

また障害をもつ子の学童保育の充実も切実です。障害児の入所状況は5年前と比べ、学童保育数で2.1倍、入所児童数では2.4倍と大幅に増えています。しかし指導員の加配や施設などの受け入れ態勢が不十分です。我が子が通う学童保育でも障害のある子の保護者は、連日、ボランティアさんの確保に奔走され、綱渡りのような状況です。こうした中、厚生労働省の外部団体である「子ども未来財団」の報告書では、学童での障害児受け入れについて「システム作りが必要」「受け入れ体制と方法を準備する必要がある」と述べました。

そこで伺います。関係者の強い要望のもと、国では障害児加算が復活されたものの、1クラブあたりの補助基準単価が削減されるなど、財政措置が不十分です。すでに全国31都道府県に広がっている障害ある児童を受け入れる職員の加配措置等の単独補助を創設し促進すべきですが、いかがですか。お答え下さい。

【保健福祉部長】 母子家庭の子どもの放課後・休日対策として、児童の健全育成並びに保護者の仕事と子育ての両立支援を目的に実施している。実施にあたっては、必要とされる地域で、適切に設置されることを重点とし、これまで市町村と連携し取組んできた。平成17年度は31市町村、215クラブがあり、障害児の受け入れも年々増加している。設置要件については、衛生及び安全が確保された設備を備える等、国の実施要件に基づき市町村において創意・工夫する中で小学校や公民館などの社会資源を有効に活用し、クラブの規模も含め地域の実情に応じた多様な方法で、一律の基準によることなく適切に取組まれている。

府としては、こうした市町村の主体的な取組みに対し、きめ細かな運営ができるよう府単独の補助制度による支援や指導員に対する研修を実施している。一方、これまでから国に対し、制度の充実について提案してきたところで、国においても近年、平成13年であるが、施設整備補助制度の創設、障害児受入援助制度の充実が図られてきている。今後も、利用する子どもたちにとって、最適なサービスが提供されるよう国に提案するとともに、府としても放課後児童クラブを必要とするすべての地域に設置されるよう、市町村の自主的・主体的な取組みを支援していきたい。

【光永】

今の答弁は、基準を府としては作る必要がないかのような話だったが、基準がないから施設が古いままで放置されている。こういう現状、これに比べて全国では取組みが進んだわけで、しっかりと京都府として運営や設置基準について、保護者も交えて検討していただきたい。強く要望しておく。

障害児の学童は、これまで関係者の運動により、不十分ながらも障害者の支援費制度で在宅中心のメニューができた。また、タイムケアの事業が、これは中学生や高校生対象だができた。発達障害者支援法ができ、ADSDやLDの子どもも対象として位置づけられた。しかし、放課後児童健全育成事業の障害者の部分については、概ね小学校4年までとなっており、わが子の通う学童でも4年間ずっと子どもが仲良くやってきて、生き生きと生活してきたのに5年になったら退所しないとイケない。5年、6年があいてしまう。こういう制度の穴がある。こういう事態に対し、全国31の都道府県で補助制度を作る努力が行われている。こういう動きを良く認識した上で、府としてはどうするのかを考えた時、今述べたような障害のある子の放課後の状態をしっかりとつかむことが大事だ。実態をつかんでおられるのかどうか、答えて欲しい。

【保健福祉部長】 国の加算制度も当初1クラブあたり4人以上の基準があったが、これが2人以上いれば補助対象となり、現在、厚労省の概算要求を見ると人数要件の撤廃も検討されているようだ。引き続き、障害児受入の条件については要望していきたいし、さらに今年度からは、障害児を受入れる場合の施設改修についても初めて補助制度ができた状況。その他、小学生を対象にしたデイサービスもあり、施設療育

事業もやっており、総合的に小学生の放課後対策に取り組んでいる。その中で、学童クラブについても、障害児の受入がクラブ数、人数とも年々増加している。今後とも、市町村と協力しながら受入れの促進に努めたい。

【光永】

実情をしっかりとつかんだ対応を求めたが答弁はなかった。改めて実情をつかむことを求めておく。府の障害者基本計画では、障害ある子が放課後活動を楽しめる場所が地域に少ないから充実すると言っている。しかし、実際には「市町村事業だから、府としてはやれない」というような話では困る。府として、計画をもっているのなら、しっかり加算措置も持ち、補助制度も作ってやっていただきたい。強く要望する。

加茂町のフェロシルト問題について

【光永】

質問の最後に、加茂町のゴルフクラブに埋設されていた産業廃棄物・フェロシルトについて伺います。フェロシルトは石原産業が製造し、三重県が「リサイクル製品」として認定、販売したものです。ところが昨年、愛知県瀬戸市に野積みされたものが雨で流出し、川を赤く染めたことなどから問題が表面化したため、製造販売が中止され、今年6月には、環境基準を超える発ガン性物質の六価クロムが検出されました。本来なら、この時点で「危険」という認識にたった本府の厳格かつ緊急な対応が必要だったのです。ところが、住民や加茂町から早期撤去を求める声があがっていたにもかかわらず、本府は「6月に石原産業が調査した土壌からは環境基準以上の六価クロム等が検出されていない」と業者調査を鵜呑みにし、土壌調査を行おうとしませんでした。そして10月に石原産業が「六価クロムが含まれるおそれがある」と発表したことをうけ、ようやく調査に動き出し、先の発表のとおり六価クロムが最高で環境基準の36倍に達し、調査地点すべてで環境基準を上回ったことが明らかとなりました。さすがに地元から「だまされた」「もっと早く府自ら検査をして欲しかった」などの声が上がったのは、私は当然のことだと思います。これでは、府が安全だとしてきた6月の石原産業による調査結果が一体どこの土壌であったのかとの疑念も浮かびます。そこで伺います。なぜ、本府は早期に土壌調査をしなかったのですか。これまで住民にも、私どもの申し入れにも事実上安全としてきた根拠は何ですか。お答え下さい。

さて、我が党の加茂町議団は8月に現地調査を行い、9月議会で早急な撤去を求めました。そして、我が党府会議員団は10月に早期撤去などを申し入れ、さらに11月には加茂町議員団が本府に申し入れました。しかし理事者は「逆有償かどうかの確認が必要」とのべ、「産業廃棄物とは断言できない」との態度をとり続けてきました。

ところが、10月に東海3県と京都府が環境省との協議した結果、京都府以外の東海3県はフェロシルトを産業廃棄物として認定するとの態度をとり、対策を急ぎました。また石原産業自身が地元説明会で、「加茂町でも逆有償があったのか」との住民からの質問に、「フェロシルトは1トン150円で販売した。埋め戻し業者には1トン3000円支払っている」と逆有償を認めていました。にもかかわらず、なぜ本府だけ産業廃棄物としての認定が遅れたのか、その理由を明らかにすべきですがいかがですか。お答え下さい。

ところで、代表質問の答弁で、知事から「排水については今回も六価クロム、フッ素とも検出されず、ただちに周辺環境への影響はない」と述べられ、また12月2日には「フェロシルトは覆土され、芝が植えられており、また排水にも問題がない」と発表されました。しかし、実態はそうではありません。

私は先日加茂町会議員団のみなさんとともに、現地の加茂カントリークラブにむかい、その周囲を調査してきました。本府が土壌調査をした16番ホールのすぐ横は、従来の土地の高さからビル2〜3階分近くの高さまでフェロシルトが盛土されており、改めて5万6000トンの量の多さに驚きました。京都府の土壌採取は、コース上と境界法面の半ばで行われましたが、その下の地盤面近くでは、赤みを帯びた土があちこちに露出していました。そこで採取したのがこの土、フェロシルトと思われる土壌です。また、現地調

査をした日はちょうど雨が降っていましたが、境界周辺には赤みを帯びた水があちこちたまっていました。それがその時の写真です。

京都府による6月と10月、そして先日行われた水質調査は、埋設直下の池および敷地境界の排水とされていますが、ゴルフ場に降った表流水と排水路を伝って流れ込んだ雨水等で、敷地境界に露出しているフェロシルトから流れ出した水の調査は、府はされていないのです。

この事実をもってしても、いまだ安全だといえる根拠は何なのか、明らかにすべきですが、いかがですか。また、今のべた敷地境界の土壌調査や水質調査、業者ですら行った放射線等の調査をすぐに行うべきですが、いかがですか。

この問題が発覚して以降、住民のみなさんは一日も早い完全撤去を求めておられます。ところが業者は先日の住民説明会で撤去計画の発表が「来年1月中旬までかかる」と説明しました。とんでもない話です。即時、安全な全面撤去にむけ、本府としてこれまでの姿勢を改め厳格な態度で臨むことはもちろん、搬出経路など地元のみなさんとの合意の上で、安全をまもるため厳密な進行管理が行われるよう対応すべきですが、いかがですかお答え下さい。

【企画環境部長】 本年6月に加茂町内にも埋設されたことが判明したことから、府としてただちに周辺環境の安全確認のため敷地境界での排水検査を行ったが、六価クロム及びフッ素とも検出されなかった。また、当該フェロシルトは他府県のように野積みされているわけではなく、埋め戻し材として利用されている状態であったこと等から、廃棄物処理法等にもとづく立入検査の要件は満たしていないと判断し、敷地内にある埋設土壌については製造会社に調査を指導したところ。その後、10月になって、製造会社がフェロシルトに六価クロムが含まれているおそれがあることを公表したため、再度、排水の検査を行うとともに、加茂町とも連携し、早期全量撤去の申し入れを行った。同時に、廃棄物処理法に基づき、同社に報告を聴取するとともに、四日市工場に立入検査を実施し、六価クロムの発生原因となる製造工程等を確認し、さらに排水及び土壌の検査を実施した。

その結果、土壌からは環境基準を超える六価クロムが検出され、取引の状況等も勘案の上、産業廃棄物と判断した。一方、排水については、今回も六価クロム、フッ素とも検出されておらず、また、放射線についても各埋設地等における測定データを保環研で点検し、問題ないことを確認したことから、ただちに周辺住民あるいはゴルフ場利用者に影響はないと考えているが、引き続き、排水検査等により厳重に監視することとしている。

製造会社は、既に京都府の指導や加茂町の要請をうけ、可能な限り早期の撤去にむけて、搬出方法、ルート等について住民等と協議していくことを表明しているが、一刻も早い全量撤去にむけ、廃棄物処理法に基づく撤去命令により、具体的な撤去計画書を早期に提出させ、加茂町とも連携し、厳正に指導したい。

【光永】

私は経過の話を知っているのではない。一昨日、新聞で発表されたが、三重県の調査によるとこのフェロシルトは作った時から産業廃棄物、廃液を混ぜてきたことが明らかとなった。まさに、調べれば調べるほど確信犯であったことが明らかになっている。だから、6月に分かった時点で、府がしっかりと対応していれば、全量撤去もここまで遅れることはなかったと指摘している。これでも京都府は、万全な体制を取ってきたのか、そう思われているのか、知事に再答弁を求める。

もう一点。これだけ問題が大きいわけだから、先ほど言ったように赤い土も出ているし、赤い水も出ている。だから、しっかりと地元、現場を見ていただきたい。住民の声をしっかりと聞いていただきたい。この点についてはいかがか、今度は知事から再答弁を求める。

【企画環境部長】 住民の安全、ゴルフ場利用者の安全、これが第一であると考えている。従って、私も、産業廃棄物と認定した以上、できるだけ早期に全量撤去を指導し、これに対し全力をあげたい。

【光永】

知事が出てこられないというのは、結局、都合の悪いことは部長まかせにするというのは、本当に残念

だ。こういう姿勢が、結局、こうした産業廃棄物問題を、住民の安心・安全と言いながら、しかし手を打つのがどんどん遅れる、こういう事態を招いている。だから、こうした姿勢こそしっかりと改めていただき、このフェロシルト問題は早期に全量撤去していただく。そのためにも住民合意でやっていただく、そして進行管理を万全にさせていただきたい。この点を強く要望しておく。

本庄 孝夫（日本共産党、京都市山科区）2005年12月8日

府立養護学校の再編整備計画について

【本庄】

日本共産党議員団の本庄孝夫です。通告にもとづき知事並びに関係理事者に質問します。

先ず、府立養護学校の再編整備計画についてお伺いします。

教育委員会は、去る7月21日に「府立養護学校の再編整備計画に基づく南部地域実施計画」を決定しました。それによると、6年後の2011年度に城南高校校地に宇治市内養護学校を、5年後の2010年度に南八幡高校の校地に、高校と併設して八幡市内養護学校を新設し、2010年度をもって桃山養護学校を廃校するというものです。

この二校新設という実施計画は、養護学校に子どもたちを通わせてきた父母や関係者にとって、永年の願い実現の一步であり、運動の成果でもあります。しかし同時に、この計画はいくつもの課題と不安を残すものとなっています。

一つは、高校の統廃合とリンクさせたことで、養護学校の新設が今後5年・6年後と先送りされることです。2001年12月議会で当時の荒巻知事が「新たに養護学校を設置することは望ましい」と答弁されてから4年も放置されてきました。舞鶴には答弁から3年後の今年の4月に、養護学校が開校されましたが、府南部の子どもたちには、知事の答弁から10年余り待たされることとなります。これでは、待ち望んできた子どもたちはどんどん卒業してしまいます。

二つは、南山城養護学校の過密や重度の子どもたちの遠距離通学が今後6年間にわたって解消されないことです。過密の問題は、昨年12月議会で指摘したように、子ども一人あたりの敷地面積は、新しく開校した舞鶴養護学校の三分の一と狭く、過密といわれている桃山養護学校の半分です。特別教室を転用し、さらに7年間に2棟のプレハブが建てられて普通教室となり、また、特別教室が少なくなったため、廊下で音楽の授業、靴箱前のロビーで体育をするなど、子どもたちへのしわ寄せは全くひどい状態です。あるお母さんは「南山城養護学校がこんなに過密になるまでに、なぜ対策ができなかったのか」と憤慨されています。

三つは、桃山養護学校が閉校され、長時間通学による新たな負担と困難がつくられることです。桃山学園と隣接する桃山養護学校は、学園に生活する子どもたちのための学級開設と新設養護学校設置という歴史があります。あるお母さんは「今日は子どもを連れて帰れない。一人で車に乗せて帰るのは、パニックを考えると命がけ」と体験を語られました。また、「家庭では養育することが困難な子に、新しい養護学校へのバス通学が本当に可能ですか。今でも、隣の養護学校への登校の気持ちの整理へ、地面に寝転んだり、草を一心不乱にいじっている子どもたち。まわりの大人は、それを目の前に学校があると安心して待つことができるのに、それができなくなる」との不安です。また、学園の指導員は「バス通学となれば、午前7時の起床が6時頃となり、7時から食事、8時にバス乗車。その際、生活の流れに乗れない子どもはどうなるのか。バス車内で様々な障害がある子どもたちが、どういう状態になるのか極めて不安です」と語っておられます。

四つは、子どもたちの豊かな生活と教育の場である寄宿舎をはじめ、学童保育や専攻科設置の計画が明らかにされていないことです。寄宿舎は子育てを支援する場としても重要な役割を果たしています。障害のある子どもの子育ては、介助が必要不可欠のため、どうしても親子関係が密接になりがちです。お母さんや家族以外に介助されて生活する経験は、そのような親子関係を見直し、「食べる」「寝る」「集団生活」を通して、「生きる力」そのものを身につけていく場です。京都府では、1981年の南山城養護学校開設時から寄宿舎設置が見送られていますが、全国ではこの間、22県で53の寄宿舎が設置されています。

五つは、宇治市に新設される養護学校が、開校当初から大規模校化する問題です。通学区域は宇治市と城陽市ですが、本年度、養護学校に在籍する両市の児童・生徒数は190名です。「養適」と判定されている子どもを合わせると215名、さらに障害児学級の在籍者数が年々増加していることから、200名を超える大規模校となります。計画段階から200名を超える設置規模の養護学校の新設は全国でも稀です。

そこで山田知事にお伺いします。最大の問題は、実施計画で高校統廃合とリンクさせたことにあります。確かに知事のいう「経営の視点」から見れば、2校の高校を廃校しその跡地に2校の養護学校を新設する、加えて1校の養護学校を廃校するという計画ですから、最も効率的となるわけです。一昨日のわが党・原田議員の質問に対して、「ウソをつくのは止めてほしい」と言われましたが、知事の方こそごまかしているのではありませんか。1月30日の新聞紙上で「交通、学校、警察署など、経営の観点から再編成、再整理が迫られている」と述べられているのです。このときの発言は間違っていたと反省されているのですか。その後の事態は、知事が述べられたとおりますか。そこには、知事のいう「府民の目線」「子どもたちや保護者の目線」は全く存在しません。

いま京都の教育にとって必要なのは統廃合ではなく、行政の怠慢によって命を削りながら義務教育を受けなければならない子どもたちに、それこそ「安心」「安全」である教育環境の整備を、行政の責任で行なうことではないのですか。知事は、先ほど紹介した子どもたちと養護学校の実態をご存知ですか。知事が「人・間中心」の視点といわれるのなら、このような声にこそ耳を傾けてはいかがでしょうか、お答えください。

【知事】 府立養護学校の再編整備について、再編の具体的内容は教育委員会が責任をもってすすめる。私は、まず障害のある子どもたちの保護者や関係市町村等の意見をよく聞いてすすめて頂きたい。何にも増して、まず障害のある子ども達のために良い計画を考えて頂きたい。その結論については府民の皆様へも広くお知らせし、説明責任をしっかりと果たして頂きたいと教育委員会に伝えてきた。学校の規模や教育環境等について、教育委員会が教育的視点に立って専門的に判断をしていくと思っている。私としては、今回の再編整備によって障害のある子ども達が充実した教育環境の中で生き生きとした学校生活を送れるよう期待している。障害のある子ども達が自立し、社会参加する力を養うことが出来るよう舞鶴養護学校の建設にあたって、苦しい財政状況の中で出来る限り努力してきた。今後とも教育委員会を積極的に支援・応援していく。私の発言については、府民の皆さんの代表である議会での発言が一番、私の発言だと思っている。新聞記事よりも議会の発言の方が信用出来ないと言うのは解せない。

【本庄】

次に教育委員会にお伺いします。養護学校の新設が5年後、6年後では遅すぎます。中学部や高等部に在籍している子どもは、これまでに、往復2時間を超える通学や超過密状態、学校の老朽化などに耐えて学び成長してきました。その子どもたちや保護者、関係者の願いに応えるためには、高校統廃合とリンクさせずに直ちに建設を進めることではありませんか。そして、大規模校をつくらないため、宇治市と八幡市に加えて城陽市にも養護学校を建設すべきではありませんか。また、計画に寄宿舎整備と学童保育、高等部卒業後の専攻科の設置などを具体化すべきです。さらに、子どもたちの教育環境を改善するため、南山城養護学校の超過密解消のための分校設置、向日が丘養護学校の老朽校舎・寄宿舎の建て替えなどが急がれます。そして、桃山養護学校については、桃山学園の子どもたちの実態からも存続させるべきだと思いますがいかがですか。

医療ケアを必要とする子どもへの 通学時の医療対策・体制を充実せよ

【本庄】

さらに、医療ケアを必要とする重度の子どもたちへの通学時の医療対策についてお伺いします。向日が丘養護学校小学部に子どもを通わせる宇治市のお父さんは、「娘は、先天的障害を持ち、立つことも歩くことも座ることもできません。口から食べられず、胃に直接管を通して栄養を取っています。消化器や呼吸器も弱く、体調も崩しやすい健康状態です。ジャンボタクシーでの通学の一時間、シートに縛り付けられ、夏は背中に汗をかいても冬には寒くても、体を動かすこともできません。吸引は車の中でできず、一時間は痰がたまっている中で我慢しています。学校へ着いても体調を崩して教室に入れられないこともあります。娘が3歳の頃、医師から『よくがんばりましたね。お子達はいつ亡くなってもおかしくない病気です』といわれました。多くの子と友達になれましたが、この1・2年で5～6名が亡くなっています。死に近い生活をしている子どもに、府教委は気楽に6年間待ちなさいといっているようにしか思えません。計画には、6年間待っている子どもたちに何をどうケアをするのか、何も書かれていません。府教委は何も考えていないのですか、見捨てているのですか。子どもたちが成長したい時に、わずかでも伸びられる時期に、生きる権利、教育を受ける権利を奪われてしまいます」と訴えておられます。向日が丘養護学校には、人工呼吸器を装着している子や呼吸状態が悪く吸引が欠かせない子、発作の管理が必要な子など、医療ケアを必要とする子どもが全校で19人、宇治市から10人が通学しています。同じように、南山城養護学校にも、城陽市などから医療ケアを必要とする子どもたちがスクールバスやお母さんの運転する自家用車で通っています。

そこで教育委員会にお伺いします。取り返しのつかない事故でも起こったら重大です。子どもの状態に合わせて、スクールバスに看護師の配置などが緊急に必要です。あわせて、昨年12月議会でも指摘しましたが、この間学校に配置されてきた看護師の配置人数の増員が必要だと思いますがいかがですか、お答え下さい。

【教育長】 府立養護学校の再編整備について、南部地域実施計画については、関係市町と協議しながら、懇談会や府民説明会等で頂いた様々なご意見を参考に検討を進めスケジュールや学校配置等を含め、総合的な判断のもとに策定したものであり、本計画により、確かな見通しを持って整備を進めることが出来る。財政事情が非常に厳しい中だが養護学校2校を新設するものであり、児童生徒数を見通して十分な施設整備をしたいと考え、計画の実施に向け検討を進めている。また、新設する養護学校は自宅からの通学が可能であり、舞鶴養護学校と同様に寄宿舎を設置する必要はないと考えている。医療的ケアの実施、学童保育への協力、卒業後の進路等については、医療、福祉、労働等関係機関と連携を図りながら検討する。向日が丘養護学校を含め、既存の養護学校整備については校長の意見を聞きながら計画的に進めていく。次に、医療的ケアの充実についてスクールバス等への看護師の乗車については、バス内で医療的ケアを行うことについての専門的指針が無い中での対応となることから、実施の可否を含め研究を要する課題と考えている。尚、スクールバス通学の可否については、障害のある児童生徒が安全に通学出来るよう、保護者の意向や主治医の指導を踏まえ、ケースによって試走等も実施しながら各校の校長が慎重に判断している。また、学校内における医療的ケアについては、体制の整備に向け、平成15年度から看護師の配置を行っており、校長の意見を聞きながら配置校数や配置時間を年々充実させ、今年度は前年のほぼ倍増となる大幅な増員を行っている。更に、医療的ケアを必要とする個々の児童生徒に対する教員の専門性を高めるため、医師等の医療専門職を招き医療的助言などを受けられる医療専門職派遣事業を全ての養護学校で実施している。引き続き養護学校の医療的体制の充実にも努める。

【本庄】

ただいま、知事から答弁を頂きました。教育については教育委員会が責任を持ってすすめて頂くという

ことでした。そうであれば、あの新聞記事は全く筋が通らない。議会答弁が一番大切と言われるなら正式に取り消されてはいかがですか。政治の役割とは何かを指摘せざるを得ません。命を削りながら義務教育を受けなければならない子どもたちに、寄り添い激励するのが政治の役割ではないのですか。知事が府民の目線といわれるなら、子どもたちの苦難解決を求める声に答えるべきだということを指摘しておきます。次に教育長の答弁ですが、最大の問題は高校の統廃合とリンクさせたことにあります。その結果、今、お聞きしているだけでも、南山城養護学校は現在215名、来年度はさらに20名増える。こんな事態が、もう予測されているのです。今後5年も6年も先送りされると言うのですか。その間に何をどう解決するのか、関係市町と実施スケジュールや学校配置等について検討してきたと言われるのであれば、その具体的な内容を示す責任が当然あるのではないのでしょうか。その点を指摘しておきます。通学時の医療対策ですが、取り返しのつかない事故が起こったら重大だということを指摘しているわけです。このことを指摘し次の質問に移ります。

少人数学級実現と教育費の父母負担軽減について

【本庄】

次に、少人数学級実現と教育費の父母負担軽減についてお伺いします。

この10月に府議会の海外調査で、学力世界一の国・フィンランドに行ってきました。その「学力世界一」の優秀性は、「学力水準の高さ」「学力格差の少なさ」にあるといわれ、その教育の特徴は、能力別ではないグループ学習と少人数学習の徹底、落ちこぼれを防ぐあらゆる手だてが講じられているなどです。世界でも、学力水準が高く学力格差が少ない国は、いずれも能力別の指導による学習をおこなっておりません。ヘルシンキの市役所で担当者に伺いましたが、その背景に、教育への平等の機会の保障、大学卒業までの教育費が無償、学校間・地域間の格差がないなどをあげられました。訪問・調査した小学校は、児童数348人、全校で14学級、1学級20数人の小さい規模の学校であり、教室は少人数学級でした。それらが学校教育の内容の質を高め、落ちこぼれを無くすための施策を可能にしていました。補助のための教師が配置され、補助授業・補習などの指導が徹底されていました。

日本でも、全国的な少人数学級の広がりの中で、ようやく文部科学大臣や中教審会長が、国会で少人数学級をすすめる意向を表明しました。文科省自身の調査でも、少人数学級は教育的な効果があること、一学級40人という日本の学級編成基準は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどと比べても極端に高いことなどを明らかにしました。そして、10月の「今後の学級編成及び教職員配置について」の「最終報告」の中でも「世界最高水準にあるフィンランドでは、教員一人あたりの児童生徒数は、初等教育で15.8人、前期中等教育で10.6人となっており、教育条件の上でも世界最高水準にある」と紹介し、「小学校低学年においては、生活集団と学習集団を一体として少人数化が効果的」と述べ、各道府県の少人数学級の取り組みを評価しました。しかしながら「仮に全国一律に30人学級編成を実現する場合には、莫大な財政負担が伴い、現時点での実現性はきわめて低い」などと、財政問題を理由に「30人学級」を先送りする結論付けをおこない、父母・国民の願いにまたもや背を向けました。

京都ではどうでしょうか。私は、この3月の予算特別委員会で、教育委員会がすすめる「京都式少人数教育」の習熟度別少人数授業で、「どうせできひんのや。僕は」と傷つきあきらめの声をあげる子どもの例を紹介しましたが、劣等感や優越感を与えるだけではなく、学級という生活集団と勉強する学習集団とを分けることが、子どもたちの本当の人間的な成長を阻害していることを指摘しました。父母の皆さんからは「少人数授業だと効果があるというのなら、算数や国語だけでなく、どうして最初から少人数学級にしないのか」との率直な声が上がっています。結局、京都府も財政論に屈服し、国と同じように安上がりの講師で対応できるT・Tや少人数授業で済ませているに過ぎません。

そこでお伺いします。まず、府教委のすすめる「京都式少人数教育」の少人数授業、ティームティーチング、小人数学級の選択実施から、子どもたちに押し付けられ、弊害となっている「習熟度別の少人数授業」を取り除くべきです、いかがですか。多くの父母・府民の願いは、府教委として、国の責任で「30

人学級」を実現するように求めることであり、さらに、国まちにならずこの際、加配教員の活用などで計画的に「30人学級」に踏み出すことです。あらためて来年度からの少人数学級の全校実施の決断を求めますがいかがですか。お答えください。

高校生の通学費補助制度の充実を

【本庄】

最後に、教育費の父母負担軽減について伺います。雇用と所得の破壊がすすむもとで、子どもたちの家庭の経済状況悪化も一段と深刻となり、教育扶助・修学援助を受けている児童も、この5年間に1.5倍となっています。例えば、府立高校生の例で見ても、高校生活にかかる費用は、納入金や授業料、物品購入費や修学旅行など、入学から卒業するまでの必要経費は約60万円となります。そして、通学費の負担が重くのしかかります。本府では、高校生の通学費補助制度があります。所得基準に加えて片道15km以上、一か月定期券購入費が22,100円を超える半額を補助するものです。例えば、福知山高校三和分校では、一か月の定期券が40,860円の生徒がいます。毎月の補助金は9,380円、1年を10か月として3年間で通学費が1,225,800円、補助金は281,400円となります。入学してから卒業するまでに944,400円が保護者負担です。高校生の通学費は、「特色ある高校」づくりや通学圏の拡大で、確実に通学範囲が広がっており、家計への負担も増えています。府の施策としての「授業料減免措置」の実績でも、昨年度は高校生の12%を超え、「高校生等修学支援事業」も貸与希望者・金額が毎年増加しています。

そこでお伺います。まず、教育委員会は公立・私立を含めた高校生の教育費の父母負担が一体どれくらいになっているのか実態を把握しようとしていません。これでは、子どもと教育を守ることができないのではありませんか。当面、「通学費補助金」制度の充実が必要です。所得基準額の緩和や控除額の引き下げ、回数券利用者への補助対象拡大、府立中学校生徒への適用拡大など、支給対象者の要件を緩和すること、支給額の増額と年2回の支給回数を増やすことなど、子どもたちが安心して学ぶことができるよう、父母負担の軽減をはかるべきだと思いますがいかがですか、お答えください。

【教育長】 京都式少人数教育についてですが、この取り組みは、ご指摘の少人数学級の方式も含めて児童生徒や学校の実情に合わせ、最もふさわしい指導方法を市町村教育委員会が柔軟に選択し実施できる先進的な施策であり、学力の充実を図る上で最も効果的なものであると考えている。ご指摘の習熟の程度に応じた少人数授業についても、学校が最も効果的であると判断した上で実施されており、グループ分けにあたっては、固定化せず、児童生徒の意見や希望を聞いたり、学習の状況に応じて相談を行うなど十分配慮はされているものと理解している。府教育委員会としては今後とも画一的な学級編成を導入するのではなく、発達段階に即した柔軟で効果的な指導として保護者や学校外部者からも大変高い評価を受けている京都式少人数教育の推進に努めていく。

次に高校生にかかる教育費の実態については、文部科学省が実施している子ども学習費調査などによって状況を把握している。そうした中で高等学校の通学費補助制度をはじめ授業料減免制度の徹底周知の継続や高校生等修学支援事業の中に新たに入学支度金制度を創設するなど教育費の保護者負担の軽減に向け全国でもトップクラスの支援を行っている。また、通学費補助制度については、全国的にみても京都府を含め6府県のみが実施しているが、過疎地域等に居住する生徒の通学費の保護者負担の軽減を図るために今後とも制度の維持確保を図ることとしており、高校生の通学費補助については引き続き各種の制度により総合的に取り組んでいきたいと考えている。

【本庄】

フィンランドと京都の一番の違いは、お金を何処に使うかという事です。その責任は知事にあり、また、教育行政の最大の仕事は教育条件の整備にあります。知事室のある1号館のロビーには全国総合高校文化祭を前にして、高校生の墨跡、鮮やかに書かれた教育基本法第1条が展示されています。人格の完成を目指す教育の実現へ知事ならびに教育委員会の責任を強く求めて質問を終わります。

松尾 孝（日本共産党、京都市伏見区）2005年12月9日

京都の農家の圧倒的多数切り捨てる経営安定対策 改善国に求め、府独自の対策を取れ

【松尾】

日本共産党の松尾です。通告にもとづき、知事並びに関係理事者に質問します。

最初に農業問題、7年度実施が決まった新しい「経営所得安定対策」についてお尋ねします。

農基法農政の下での農業再編政策がすすみ、日本農業が衰退の一途をたどってきたことはご承知のとおりであります。京都でもこの間、担い手の減少、高齢化や農地の荒廃など危機的な状況が進んできましたが、10月末発表されましたセンサス結果の概要を見ましても、状況はさらに深刻であります。

家族経営農家は3ヘクタール以上がわずかながら増加していますが、小規模農家の大幅な減少により全体では15.2%減、経営耕地面積も11.3%減少、一方、耕作放棄地は21.6%も増加しています。農業就業人口も65歳以上の割合が4.5%増加、63.1%となり高齢化はいっそう進行、60歳以下の農業専従者が一人もいない集落が半数を超えるという深刻な状況であります。

このようなときに、2007年度から、品目横断的経営安定対策が実施されるのでありますが、京都の農業は一体どうなるのか、農家はもちろん、農業団体、自治体関係者から大きな不安の声が出されています。

この対策は、今まで全農家を対象にしてきた品目ごとの価格政策をやめ、大きな農家と法人にしぼって一定の経営所得を補償しようというものでありますが、一方、圧倒的多数の農家を農政の対象から排除するという大変なものであります。これでは日本の農業も京都の農業も持ちません。農業破壊に拍車がかけることは間違いありません。わが党はこのような政策に強く反対するものでありますが、2007年実施が強行される下で、府が、京都の農業を守る積極的な対策を講じるよう強く求めるものであります。

私は2月定例会でもこの問題を取り上げました。知事は、このような政策をそのまま導入することは京都府農業の振興発展に繋がらないと述べ、多様な担い手が連携して地域農業全体を支える取り組みの重要性を強調されました。一昨日も上田議員の質問に対し、同様の見解を述べ、受託組織への集約化で実質的に支援対象農家を増やし、影響を最小限にとどめる対策、農家所得の確保を目指し、京野菜とともに黒大豆や小豆の導入促進を図る対策をこうじる旨、答弁されました。

そこで知事に伺います。これらの対策の取り組みはどうか。現在、対象となる認定農家・担い手は何人か、法人、集落営農、受託組織などは何団体か、それらの経営面積合計は何ヘクタールになるのかお答え下さい。

また、来年の夏には対象者の登録が行われる訳です。認定農家や集落営農など対象拡大をどう進めるのか、具体的な目標と計画、段取りを明らかにしていただきたい。

次に、対策の問題点とその改善についていくつかお尋ねします。

まず、対象要件についてです。知事特認の緩和要件が決まりましたが、基本の個人4ヘクタール、団体20ヘクタールの概ね8割、中山間地でも5割の範囲とされ、まことに厳しいものです。一層の要件緩和を国に要求すべきではありませんか。集落営農についても、農地集積、経理一元化、法人化などの要件は大きな障害です。これらの要件も改めさせるべきだと考えますがいかがですか。お答え下さい。

また、対象品目の拡大も必要です。品目横断的といいながら、対象となるのは麦、大豆、甜菜、でんぷん原料用馬鈴薯の四品目に限られ、肝心の米や飼料作物、野菜などは対象外です。経営所得安定対策というのなら、現在の経営実態に合わせて、当然、米、野菜などを対象に加える、黒大豆、小豆も大豆に準じて扱う、これは当然だと思いますが、引き続き国に求めるべきと考えますがいかがですか。

収入の変動緩和対策については米も対象になりますが、品目全体で合算・相殺されますのです。米が良かっても麦、大豆が悪ければ、折角の米の儲けが帳消しされてしまいます。また、減収額の九割が積立金の範囲内で補填されることになっていますが、積立金が不足した場合、9割保障にはなりません。この仕

組みも改善するよう強く要求すべきであります。お答えください。

さらに、今、米価の抜本的対策こそ必要です。この数年来、米価は下り続け、農家に大打撃を与えてきました。経営所得の安定をいくら強調しても、この米価引き下げの中で補填規準そのものが下がるのですから、安定対策どころではありません。政府に対し、再生産を保障する米価下支え制度の確立を強く要求すべきだと考えますが、いかがですか、お答えください。

続いて京都府独自の対策強化について伺います。

対策がまことに不十分なことは、今、指摘したとおりですが、にも拘らず、対象になるのと、ならないではやはり違います。規模が小さくても意欲のある農家がすべて対象になるよう、集落営農の組織化を進めるとともに、それが出来ない場合、一定の基準を設け、国に準じる府独自の対策を講じるべきと考えますがいかがですか。

また、今回対策には環境保全活動に対する支援対策が盛り込まれました。農道、水路などの保全をはじめ、農薬や化学肥料の使用を抑える取り組みを集落全体ですすめる活動に対し、一定額の直接支払いを行おうというものです。現在、地域・集落支援対策としては「中山間地直接支払い」、「産地作り交付金」があります。これらは本来、農家個人が対象ですが、地域合意の上で、町がプール活用を行って大変な成果を上げているところもあります。今回の対策を含め市町村が独自の振興策を行う場合、例えば、府がこだわり農法への直接助成制度などさらに積極的な制度を設けて、これらの取り組みに対し一層の支援を行うべきだと考えますが、いかがですか。お答えください。

もう一つは担い手対策です。冒頭、60歳以下の農業専従者がいない集落が半数以上にも登っていることを紹介しましたが、このような状況を放置することは絶対に許されません。当面、専・兼業を問わず、意欲ある農家を中心に集落の核、まとめ役となる担い手を組織していくことが必要です。また、今後、中長期的には、現にいま農家に住み、他産業で働いている跡取り中から、地域農業を守る意欲的なグループを育てていく、こういった意識的な取り組みが必要だと考えますが、如何ですか、お答えください。

【知事】 品目横断的経営安定対策だが、この対策は経営全体に着目したとは言うものの、実態としては米、麦、大豆を中心に生産をする比較的大規模な経営を対象とするものであり、経営規模の零細な農家が多く、京野菜や黒大豆、小豆など様々な作物が生産されている京都府農業の実状から見れば、必ずしも府域の地域農業の振興につながるものとは考えられないところであります。このため、国に対しては、米生産などに大きな役割を果たしている農作業受託組織を制度の対象に加えること、黒大豆、小豆などを対象品目に加えることを強く要望してきたところ、今回公表された大綱では、一定要件を満たす農作業受託組織も対象とされたところであり、経営規模要件が知事の申請により緩和される特例が設けられたことなど一定の配慮がされたところであり、また、品目ごとの補填策から、複数の品目を合わせた農家所得の総枠の変動に対する補填策への移行については、WTO対策もあると考えているが、大規模経営農家育成方向は京都府農業の実態にそぐわないことから、国に対しましては地域農業の実態を踏まえた担い手対策を講じるよう施策の基本的枠組みの改善を含めて一貫して要望をしているところ。

また、野菜については今回の対策とは別に、価格安定対策が実施されているが、面積要件などについては、京野菜を始め多品目、少量生産を行う京都府の生産実態に合わないために、府独自の制度を実施すると共に、国に対しても要件緩和などを要望しているところであり、また、

さらに米については、米価の下落傾向が強まる中、京都の立地条件を生かしながら京都産米を確実に有利に販売するため、地産地消や安心安全な米作りを重視しながら販路開拓の取り組みを強め、今後とも農家が安心して米作りができるよう努めているところ。

今後の価格変動の価格対策の緩和対策については、経営所得安定対策の実施や米政策の見直しにあたって条件的には大きな変更はありませんが、まだその詳細が明らかになっていないところから、助成水準が確保されるよう引き続き国に要望しているところ。

京都府独自の小規模農家を含めた多様な担い手に対する支援措置については、地域の意欲的な生産振興

計画に答えるため、従来から黒大豆、小豆の産地拡大、生産安定に必要な農業機械の整備や京野菜の産地育成をはかるためのハウス導入の助成など、京都府独自の支援措置を設けたところであります。また、中山間地等直接支払制度では、市町村が取り組む地域農業の振興支援については、中山間ふるさと保全基金を利用したわさび園の普及や朝市の取り組みなど地域の創意工夫を生かした取り組みに積極的な支援をしているところ。

さらに、担い手の確保については、若い農家の後継者をはじめ、多様な人々がそれぞれの条件に応じ農業生産にかかわることのできる仕組みに取り組んできたところでありますが、過疎化、高齢化が急速に進行している中山間地域を中心に、実践農場の展開や農のあるライフスタイル実現プロジェクト推進、農業大学校の充実やジョブカフェとの連携などを通じまして今後とも新規就農者の確保、育成、そして、農に関心のある都市住民の農村への移住につきまして積極的に推進をしてまいりたい。

今後とも、多様な担い手の育成をはかりながら、米生産の一層の効率化とあわせ、京野菜、黒大豆、小豆など京都ならではの産地づくりを推進していきたい。

【農林水産部長】 品目横断的経営安定対策の対象が、国の大綱で示された基本要件を単純に統計などに照らし合わせると、この基準を満たす経営体は、認定農業者が約120、集落営農組織が約10組織で、これらの経営体による経営面積は1400ヘクタール程度になる。実際の対象者数は、知事の申請による特例や農作業受託組織の育成状況も含め今後改めて集約する必要があり現時点で推計することは困難。

京都府としては、多様な担い手の育成を基本としながら、できるだけ多くの農家が国の対策をできるようになるように、受託組織の育成や農地の集積、法人化等の取り組みを勧めるために、本年4月に設置した京都府担い手育成総合支援協議会において現在協議をすすめており、今後市町村と密接に連携しながら、集落等の取り組み強化に向けて支援に努めたいと考えている。

【松尾】

今、この時点で、対象になるうる個人経営120、団体は10とあったが、農水省の資料では147という数字もでていますが、何れにしてもこの程度。面積的に1400ヘクタールというのは、現在の稲作面積の7～8%程度であります。つまり圧倒的多数の農家、農地が対象からめれるということです。具体的な目標は無理とのことだが、来年の夏にはこの担い手の登録がはじまり、それにもとづき国が2007年度実施予算を組むということなので、ゆっくりということではとても追いつかない訳ですから、京都府として、農改センター、農業団体、市町村と協力して積極的に取り組みを勧める必要がある。その具体的な段取りの振興について決意を聞く。

担い手対策は、集落営農が崩れてなかなかまとまらないのは、結局核になり世話役としてまとめる力が集落から消えている所に一番問題があるのですから、当面この力をどう作るかということに力をおき、中長期的には、現に農家に住んでいる人たちにそういう立場に立って兼業でも良いししっかりとがんばっていくというようにして頂く必要があると考えている。

価格問題では、やはり米野菜が中心でありますから、府の独自の対策もありますが面積要件等もあります。積極的に独自対策を講じて頂きたいと思う。答弁を求める。

【知事】 この対策のために、農家の受託組織についての経営拡大をはかって行く必要がある反面、なかなかそれにかからない点もある。

米については、まだ米価安定政策の詳細が出ておらず、その内容を見ないとしっかりと対応ができないと思うが、それを踏まえながらできる限り京都の実状にあった農家経営が行えるよう努力をしていきたい。

独自措置についても従来からがんばって農家経営を支える努力をしているところであり、引き続き取り組んで参りたい。

【松尾】

独自対策をぜひ設けて、国の対象からめれる農家を支援していくということで、積極的に取り組んでも

raitai. 要望しておく。

個人情報保護条例の一部改正

「例外規定」で思想調査も対象外に これでは、「警察活動保護条例」

【松尾】

次に、今議会で提案されております京都府個人情報保護条例の一部改正（案）について伺います。

国民は「自己に関する個人情報をコントロールする権利」を持っており、個人情報の厳格な保護は当然であります。2003年、「個人情報保護法」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が制定され、それまでは「業務の特殊性」を理由に除外されていた国家公安委員会や警察庁も個人情報保護の対象機関とされました。行政が扱う個人情報の保護には厳正な対処が必要であります。特に、膨大な情報を扱う公安委員会や警察については、より一層慎重な対処が求められ、保護対象機関に加えられることは当然であります。従って、この本来の趣旨から、個人情報保護にかかる諸原則は、警察活動の中でもしっかり守られなければなりません。ところが、改正案は、この立場から大きくかけ離れているばかりか、基本的人権を踏みにじる大変危険な内容となっているのであります。

条例の中心は第2章の個人情報保護規定で、第1節から5節にわたって、個人情報の取り扱い、事務の登録、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権などの保護規定が盛り込まれています。ところが、その殆ど全てに例外規定が設けられ、警察が「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取り締その他公共の安全と秩序の維持」、即ち警察法第2条1項に定める警察活動全般にわたる活動のために必要と判断すれば、保護規定はその「限りではない」とされているのであります。

その最たるものが4条3項です。この項には「実施機関は、思想、信条、及び信教に関する個人情報、並びに、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。」と明記されていますが、例外規定によって収集してもよいのであります。例外規定の適用範囲も「その他公共の安全と秩序の維持」と事実上無制限に広げられ、その判断は警察が行うとなれば、4条3項の禁止規定は全く意味がなくなります。しかも、4項の個人情報は「本人から収集しなければならない」という規定も同様に守らなくてもよいわけですから、思想調査などは第三者を介して行うということは、いくらでも出来ることになります。それらの個人情報の目的外利用・提供の原則禁止、オンライン提供の原則禁止なども同様であります。さらに、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権などの重要な保護規定も全て無力となるのですから、これでは一体何のために警察を実施機関にするのかわからなくなる。

そこで知事にお尋ねいたします。

以上の指摘の通り、警察等を実施機関にすること自体が無意味となり、「個人情報保護条例」ではなく「警察活動保護条例」となっていることについて、知事はどうお考えか、お答えいただきたい。

また、指摘しました4条3項の例外規定は基本的人権の中核をなす思想、信条、信教の自由を侵す重大な憲法違反ではありませんか。どうお考えかお答えいただきたい。

さらに、今回の条例改正に当たり、「京都府個人情報保護審議会」も提言の中で、例外規定については「出来る限り限定的に明確にすべき」と指摘しています。知事はこの指摘をどう受け止められたのか、どの点を「限定的で明確に」したのか、お答えください。

あわせて警察本部長に伺います。改正案が思想、信条、信教などセンシティブ情報収集の原則禁止条項に例外規定を設けているのは、警察本部が現にこうした活動を行っており、今後もそれを続けるためではありませんか。明確にお答えください。また、思想調査などが基本的人権を侵す憲法違反だとは思わないのかお答えをいただきたい。

【総務部長】 個人情報保護条例は、個人情報の取り扱いに関する基本的なルールを定めるもの。今回の改正案は、新たに、個人情報の適正な管理事務等の実施機関となる公安委員会及び警察本部長に課すると共に、その職員等に対しても目的外利用禁止義務などを課するものであり、他の実施機関の職員と同様に

違反に対する刑罰の適用もあるものである。従いまして、個人の権利利益を保護するという個人情報保護条例の目的に鑑みましても、今回の改正案は十分な意義を有するものである。

一方行政機関等が住民の利益などを守るためにその任務を果たそうとする場合に一定の個人情報を取り扱うことが不可欠な場合がある。従来より、個人情報保護条例は、行政機関などの任務により保護される住民の利益、個人情報の保護との調和をはかるために、個人情報は本人から収集しなければならない等のルールについて、一定の場合に一律適用の例外を定めているところであります。今回の改正案についても、犯罪の予防や捜査を目的とする任務について同様な取り扱いをしようとするものであり、憲法違反とのご指摘は当たらないと考えている。

しかしながら、このような例外規定につきましても、個人情報保護条例の本来の目的からしましてもできる限り慎重な解釈運用をこころがけてきたところである。

今回の改正案における公安委員会および警察本部長にかかる規定についても従来の解釈運用の積み重ねと同様に慎重な解釈運用が求められるものと考えている。

この点に関し個人情報保護審議会の提言におきましては、具体化した形での規定として整備することは困難であるけれども、今後の運用の中で検討と経験が必要であるとされているところであり、この提言の趣旨を十分に踏まえて参る所存である。

【警察本部長】 いわゆるセンシティブな情報の収集については、公共の安全と秩序の維持という警察の責務を遂行するため必要な範囲内で行っているのであり、憲法違反となるものではないと認識しているところ。

警察としては、これまでから、個人情報保護の重要性について十分に認識しセンシティブ情報を含む個人情報の取り扱いには、適正かつ慎重に対応しているところ。今後とも、条例の趣旨を十分に尊重した適切な対応と個人情報の保護対策に万全を期す所存である。

【松尾】

一定の場合の一律の規制がどうしても必要だという総務部長の見解であり、あるいは、改正案は個人情報保護の意義を持つものという答弁であるが、例外規定はあくまで例外でないか、それが例外である。ところが、個人情報保護の重要な規定、先ほど申したが、開示請求や開示請求をしてその情報が間違いであれば正す訂正請求やこれは公開してもらったら困るということで利用停止を請求するという、こういった要の規定が例外規定でその限りでないとなれば、いったいこれが何のための条例改正なのか、警察、公安委員会を実施機関に加えるのかと言わざるを得ないわけで、やはりこれは、議会で提案されているわけですが通すべきでない。重大な憲法違反ではないと言われるが、私どもはそう判断せざるを得ないわけですし、条例提案は撤回すべきであると考えます。改めて見解を求めます。

京都府の府民の疑問に答える答えの中で、運用指針で対応する等と書かれているが、そういうやり方ではだせものではない。撤回以外ないと申し上げ、答弁をいただきたい。

警察本部長。適正、必要な範囲内であるということですが、警察法2条2項には、1項の警察の責務にあたっては、不偏不党かつ公平中性を旨とし、卑しくも日本国憲法の保持する個人の権利及び自由の干渉に渡る等その権限を乱用することがあってはならないと明記されているわけですが、明らかにこれに抵触するもの、センシティブ情報の収集が憲法に違反するものであることは明確であると思う。警察本部長の改めての答弁を求めます。

【総務部長】 本改正案について憲法違反との指摘はまったく当たらないものと考えている。また、個人の権利利益を保護するという個人情報保護条例の目的を考えましても今回の改正案は十分な意義を有するもの。

【警察本部長】 公共の安全と秩序の維持という警察の責務を遂行するため、必要な範囲内で適正かつ慎重に行っているところであります。

【松尾】

ただ今の答弁、何れも納得できるものではない。私ども引き続き委員会審議等の中で質して参りたいと思いますが、議員の皆様方も改正案そのものをじっくりお読み頂きたい。主要な保護規定にすべて例外規定が設けられているということは大変な問題ではないかと思うわけです。このことを改めて皆様に訴え、憲法違反に渡る疑いがまことに強い条例案は撤回し、改めてやり直すことを強く求めて私の質問を終わる。